

国民審査に付される11人の裁判官(その1)

問題になった判決・決定	判決・決定の内容							
<p>選択的夫婦別姓</p> <p>夫婦同姓の強制は合憲</p> <p>2021(令和3)年6月23日 最高裁大法廷決定</p>	<p>本件は、婚姻届の必要的記載事項を夫婦同氏と定めた戸籍法74条1号の規定により、抗告人らの別氏での婚姻届が不受理とされたことへの不服申立事件。最高裁の多数意見は、2015(平成27)年12月16日大法廷判決(2015年大法廷判決)が既に民法750条は合憲であるとした趣旨に照らして合憲であることは明らかであり、戸籍法74条1号の規定もまた憲法24条に違反するものでないとして抗告棄却した。抗告人らが主張した2015年大法廷判決後の社会の変化や夫婦別氏導入への国民意識の変化等の諸事情を踏まえても2015年大法廷判決を変更すべきものとは認められないとした。</p> <p>本決定には、三浦裁判官の民法750条は憲法24条に違反するが戸籍法は24条違反ではないとした意見、宇賀裁判官の(退官した宮崎裁判官との共同)反対意見、草野裁判官の憲法24条違反とする反対意見がある。宇賀・宮崎反対意見は、同氏を婚姻届出の受理要件とすることは婚姻の自由についての直接制約であること、それは婚姻についての意思決定と同時に人格的利益である氏の喪失を受け入れる意思決定を求めることであり、その喪失は夫婦の一方にだけ求められ、婚姻後夫婦が同等の権利を享受できず、一方のみが負担を強いられ続ける状況になるが、2015年判決にはこれらの点等への言及がないか不十分であると同判決を厳しく批判している。同意見は、同氏強制が女性差別撤廃条約に反していることや旧姓使用の問題点など広い視点から同氏制度を検討して民法750条が憲法24条違反であると明確に論じた。</p> <p>(角田由紀子 弁護士)</p>	<p>深山卓也</p> <p>2018.1.就任</p> <p>第一小法廷</p> <p>裁判官出身</p> <p>同性強制は合憲</p> <p>×</p>	<p>三浦 守</p> <p>2018.2.就任</p> <p>第二小法廷</p> <p>検察官出身</p> <p>同性強制は合憲</p> <p>×</p>	<p>草野耕一</p> <p>2019.2.就任</p> <p>第二小法廷</p> <p>学者出身</p> <p>同性強制は違憲</p> <p>○</p>	<p>宇賀克也</p> <p>2019.3.就任</p> <p>第三小法廷</p> <p>学者出身</p> <p>同性強制は違憲</p> <p>○</p>	<p>林 道晴</p> <p>2019.9.就任</p> <p>第三小法廷</p> <p>裁判官出身</p> <p>同性強制は合憲</p> <p>×</p>	<p>岡村知美</p> <p>2019.10.就任</p> <p>第二小法廷</p> <p>検察官出身</p> <p>同性強制は合憲</p> <p>×</p>	<p>長嶺安政</p> <p>2021.2.就任</p> <p>第一小法廷</p> <p>外交官出身</p> <p>同性強制は合憲</p> <p>×</p>
<p>メトロコマース事件 大阪医科薬科大学事件</p> <p>非正規労働者の待遇(退職金、賞与)格差は不合理でない</p> <p>2020(令和2)年10月13日 第三小法廷決定</p>	<p>1995年経団連の「新時代の日本的経営」の方針の下、非正規の労働者は労働者全体のなかで4割前後、賃金は正規の6～7割である。こうした労働の現場から非正規の労働者が手当や退職金の差別が労働契約法20条(現在は「パート、有期法」8条)に違反する不合理なものであるとして是正を求めたメトロコマース事件(地下鉄売店業務に従事する有期雇用労働者)で最高裁第三小法廷は、二審の東京高裁が少なくとも正社員と同一基準で算出した額の4分の1の退職金が支給されないのは不合理であるとした判決を覆した。その理由は、退職金は正社員の制度のためのものであるとした。これに対し宇賀克也裁判官は少数意見で、契約社員は正社員と職務の内容と変更に必要な差異はない、65歳までの勤務が保障され、退職金は継続勤務などに対する功労報償の性質があり、契約社員にも該当するとして、高裁判決は是認できるとした。多数意見がいう正社員制度を根拠にすると、差別の是正はできない。同日、同小法廷は、大阪医科薬科大学事件でアルバイト社員への賞与の不支給についても、これを不合理とした大阪高裁判決をほぼ同じ理由で覆している。</p> <p>2判決は、均等(均衡)待遇や、同一労働同一賃金原則に背をむけるものである。</p> <p>(豊川義明 弁護士)</p>	<p>〈関与無し〉</p>	<p>〈関与無し〉</p>	<p>〈関与無し〉</p>	<p>待遇格差は不合理である</p> <p>×</p>	<p>〈関与無し〉</p>	<p>〈関与無し〉</p>	<p>〈関与無し〉</p>
<p>大崎事件</p> <p>再審認めず</p> <p>2019(令和元)年6月25日 第一小法廷決定</p>	<p>殺人事件で一貫して無実を主張してきた女性が請求した大崎事件第3次再審請求事件で、第一小法廷は、再審開始決定には「一部の証拠を過大評価して再審開始をした誤りがある」として、一・二審の再審開始決定を取消し、請求を棄却する決定をした。</p> <p>しかし、再審開始決定は、有罪証拠の脆弱性を確認の上、新たな証拠を加えて考察すれば有罪は維持できないという再審判断のあり方を踏まえている。最高裁決定のいう一部証拠の過大評価という事実はない。最高裁の方が、請求人は犯人であるとの誤断のもとに再審開始決定を取り消す異例の判断をしたものといえる。</p> <p>決定後も、同小法廷は、請求人側の訂正申立てを不受理としたり、判例の公開の際に請求人名を表示したりするなど、通常の実務と異なる措置をことさら繰り返した。</p> <p>(新屋達之 福岡大学教授)</p>	<p>再審認めず</p> <p>×</p>	<p>〈関与無し〉</p>	<p>〈関与無し〉</p>	<p>〈関与無し〉</p>	<p>〈関与無し〉</p>	<p>〈関与無し〉</p>	<p>〈関与無し〉</p>
<p>袴田事件</p> <p>自ら再審開始せず</p> <p>2020(令和2)年12月22日 第三小法廷決定</p>	<p>死刑再審事件である袴田事件で、第三小法廷は、DNA鑑定ならびにみそ漬け実験結果の証拠価値は低いとしたが、静岡地裁の再審開始決定を取消して請求を棄却した原審東京高裁の判断には、みそ漬けとなった犯行着衣とされる5点の衣類の血痕の色調変化について科学的検討を尽くさずに請求を棄却した誤りがあるとして、原決定を破棄差戻した。</p> <p>最高裁が、再審請求棄却決定を破棄したことや、請求人側DNA鑑定人が鑑定不正をしたとする原決定の判断を「是認できないところがある」と排斥した点などは、評価できる。ただし、多数意見ならびに戸倉・宮崎両裁判官の補足意見が、5点の衣類のDNA鑑定やみそ漬け実験の意義を適切に評価できずに証拠価値を低く見積もった結果、差戻しにとどめたことは問題といえる。他方、開始決定はその根幹で正しい判断であるとして直ちに再審を開始すべきだとした林景一・宇賀両裁判官の反対意見は、DNA鑑定ならびにみそ漬け実験の証拠価値も適切に評価しており、迅速な誤判救済の観点から大きな意味を持つ。</p> <p>(新屋達之 福岡大学教授)</p>	<p>〈関与無し〉</p>	<p>〈関与無し〉</p>	<p>〈関与無し〉</p>	<p>最高裁自ら再決定をすべき</p>	<p>自ら再審開始せず</p>	<p>〈関与無し〉</p>	<p>〈関与無し〉</p>
<p>議員定数不均衡問題</p> <p>一票の格差3倍でも合憲</p> <p>2020(令和2)年11月18日 最高裁大法廷判決</p>	<p>国民の参政権を実質的に保障するためには投票価値の徹底した平等を図る必要があり、「1票の価値」に格差があってはならないし、国会は格差が生じない選挙区割りをすみやかに定めなければならない。ところが、2019年7月21日実施の参議院選挙の選挙区では、1票の格差が最大で3.00倍もあり許しがたい格差が生じていたにもかかわらず、大法廷はこの程度の格差は著しい不平等ではないし、是正をしなかったとしても国会の裁量の範囲内で許される(合憲である)と判示した。この合憲判決に賛同した深山裁判官、林裁判官、岡村裁判官はまったく評価できない。また明確に違憲と断じなかった草野裁判官、三浦裁判官も評価できない。その一方で、宇賀裁判官は1票の価値は最優先で守るべきとし、本件について明確に憲法違反であると断じ、このまま是正がなされなければ選挙無効になりうるとまで判示しており、高く評価できる。</p> <p>(大山勇一 弁護士)</p>	<p>格差あっても合憲</p> <p>×</p>	<p>明確に違憲と断じない</p> <p>×</p>	<p>明確に違憲と断じない</p> <p>×</p>	<p>一票の格差は違憲</p>	<p>格差あっても合憲</p> <p>×</p>	<p>格差あっても合憲</p> <p>×</p>	<p>〈関与無し〉</p>